一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構 京 フェムス推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構(以下「機構」という。)は、中小事業者の製造現場における生産活動の効率化を図るエネルギーマネジメントシステムの導入促進を図るため、京都府内に事業所を有する中小事業者が、診断機関と連携して、他の中小事業者のモデルとなるようなエネルギーマネジメントシステムを自らの工場等に導入するのに要する経費に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、京都府内に事業所を有する 次の各号に規定する中小企業者とする。
 - (1) 製造業を主たる事業として営んでいる中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する 法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定するものとし、以下の項目に該当する者を 除く。)
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営む者

なお、製造業は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の大分類で規定するE製造業とする。

- (2) 前号に準じるもので、機構理事長が、特に交付の必要があると認める者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は補助対象者とならないものとする。
- (1) 京都府税及び京都市税を滞納している者
- (2)役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- (3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(8) 補助対象者が第2号から第6号まで(第7号の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、 原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構が補助対象者に対して当該契約の解 除を求めたにもかかわらず、これに従わない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象事業に係る経費 (以下「補助対象経費」という。)及び補助金額は、下表に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
中小事業者が、診断機関と連携して、京都府内に有す		
る既設の工場または事業場(以下「工場」という。)の		
製造ライン(生産設備)等において、エネルギー管理を		
効果的に行うために、エネルギー使用量等の状況を確認		
することができる設備機器(以下「「見える化」等設備」		
という。) の導入によるエネルギー消費の確認を通じて、		
生産活動の効率化を図るエネルギーマネジメントシス		
テムを構築する(1)及び(2)の事業とする。		
なお、診断機関は、「見える化」等設備を用いて、補		
助対象者が有する工場等の製造ライン等のエネルギー		
使用量の計測及びその分析・診断等を行うとともに、当		
該補助対象者が推進する工場のエネルギーマネジメン		
トシステムの構築及び運用の取組を支援できる企業及		
び団体等とする。		
(1) エネルギー診断・「見える化」等設備導入事業(以	(1)診断・見え	(1)診断・見え
下、「診断・見える化事業」という。)	る化事業	る化事業
次のアからエのすべてを実施する事業とする。	計測及び診断費、	補助対象経費に
ア 診断機関が、当該工場のエネルギー使用量の計測	設計費、設備費並	10分の10を
及びエネルギー使用状況の分析・診断を行う。	びに工事費(当該	乗じて得た額(当
イ 診断機関が、運用の改善及び設備の整備について	経費からこれら	該算出した額が
補助対象者に提案する。	に係る消費税及	1,500千円を
ウ 補助対象者が、「見える化」等設備を整備し、運	び地方消費税に	超える場合は、
用する。	相当する額を減	1,500千円。
エ「見える化」等設備を用いて、補助対象者が、工場	額した後の金額)	千円未満切り捨
のエネルギー制御のためのマネジメントシステム		て)以内の額。
を構築し、当該システムを運用するために、診断機		
関が支援する。		
(2) エネルギー等効率向上設備整備事業(以下、「設	(2)設備整備事	(2)設備整備事
備整備事業」という。)	業	業
診断・見える化事業の実施後に、次のアからウのす	設計費、設備費、	補助対象経費に

べてを実施する事業とする。

- ア 補助対象者が、診断結果を踏まえて、エネルギー 等効率向上のために工場の設備機器等を整備する。
- イ 設備整備後に、診断機関が、エネルギー使用量の 計測及び現状分析を行う。
- ウ 補助対象者が構築したエネルギーマネジメント システムを改善するために、診断機関が支援する。

工事費並びに計 測及び診断費(当 該経費からこれ らに係る消費税 及び地方消費税 に相当する額を 減額した後の金 額)

3分の1を乗じ て得た額(当該算 出した額が3,5 00千円を超え る場合は、3,5 00千円。千円未 満切り捨て)以内 の額。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、様式第1号による交付申請書に様式第2号 及び様式第3号のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに機構理事長に提出しなけれ ばならない。
- 2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を開始する場合は、様式第4号による事前着手届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定)

- 第5条 機構理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、 適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものと する。
- 2 機構理事長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、事業計画書の内容について、次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第5号による変更承認申請書を機構理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業の実施場所の変更
- (2) 補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第6号による事業の中止又は廃止届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の

遂行が困難になったときは、速やかに機構理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 機構理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況について、 報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に、様式第7号による実績報告書に、様式第8号 及び様式第9号のほか次の各号に掲げる書類を添えて機構理事長に提出しなければならない。
 - (1) 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書、請書等)、納品書、請求書
 - (2) 経費の支払が確認できる資料(振込依頼書、領収書)
 - (3)診断・見える化事業にあっては、診断機関による診断内容が確認できる書類(診断結果報告書)
 - (4) 事業の実施状況を確認できる写真
 - (5) その他、必要と認める資料
- 2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、機構理事長が認めるときは、期間を延長することができる。

(額の確定等)

第11条 機構理事長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業 が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で補助金の交付額を決定し、補助 事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

- 第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第10号による請求書により、補助金の交付を請求するものとする。
- 2 機構理事長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

- 第13条 機構理事長は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、 又は変更することができる。
 - (1) 本要領に違反したとき
 - (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
- 2 前項の規定により取消又は変更したときは、機構理事長は速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されて

いるときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

- 第15条 補助事業者は、事業が完了した後も補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。) について、様式第11号による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内(以下「法 定耐用年数」という。)において、機構理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使 用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の期間内に取得財産を処分しようとするときは、様式第12号による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。
- 4 機構理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。

(補助金の経理等)

- 第16条 補助事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備 し、その収支を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、機構理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に診断・見える化事業の交付決定を受けて、同事業のみを実施した補助事業者が、 平成28年度に設備整備事業を実施する場合の補助金額は、第3条の規定にかかわらず、補助対象 経費に3分の1を乗じて得た額(当該算出した額が4,000千円を超える場合は、4,000千 円。千円未満切り捨て)以内の額とする。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代表者 役職名 氏 名

1

京フェムス推進事業補助金交付申請書

京フェムス推進事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円 (千円未満切り捨て)
- 2 添付資料
- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) その他添付資料
 - ア 法人登記事項証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの) ※法人の場合 開業届または所得税等申告書の写し ※個人事業者の場合
 - イ 導入する設備機器等が分かる資料(設備機器の能力や規格を示すメーカーカタログ等)
 - ①診断・見える化事業により導入する「見える化」等設備の資料
 - ②設備整備事業により導入する設備機器及び導入前の設備機器の資料
 - ウ 所要額の内訳が分かる資料
 - ①診断機関が実施する計測、分析及び診断等に関する見積書の写し
 - ②設備機器に関する見積書の写し
 - エ 事業実施場所の写真及び位置図
 - (1)設備機器等の導入を行う前の設置状況写真及び設置位置図
 - ②導入する設備機器等の設置計画図
 - オ 府税について滞納がないことの証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの)
 - カ 市民税、固定資産税及び都市計画税の市税に関する納税証明書 ※京都市に事業所を有する場合
 - キ 事前着手届(様式第4号) ※補助金交付決定前に事前着手する場合

事業計画書

1 申請事業者の概要

申請事業者名	
本社(主たる事務所)の所	(〒 −)
在地	
資本金または出資金の額	万円
従業員数	人
	日本標準産業分類における分類コード:
業種	項目名: (中分類)
	(小分類)
主要生産品目等	
	所属・役職・氏名:
	事務所所在地:(〒 -)
担当者連絡先	
	T E L: () — F A X: () —
	Eメール:

2 診断機関の概要

診断機関名				
代表者の役職及び氏名				
本社(主たる事務所)の所 在地	(〒 -)			
資本金または出資金の額		万円	従業員数	人
業種				
これまでの実績				
本事業の推進体制				
担当者連絡先	所属・役職・氏名: 事務所所在地:(〒 T E L: (F A X: (Eメール:))	

3 事業の概要

事業:	実施場所	事業所名:							
<i>**</i>		所 在	: 地: 娮	京都府					
実施	実施事業の区分		□ エネルギー診断・「見える化」等設備導入事業(診断・見える化事業)						
※該当す	¬るものにチェック (「レ」または「■」)		□ エネルギー等効率向上設備整備事業(設備整備事業)						整備事業)
	事業実施期間(予定)			時期:	平成	年	月		(予定)
		完了	(支払)	時期:	平成	年	月	日	(予定)
	事業内容								
	※診断・見える化を行う方法(概								
	要、機器構成等)及び導入しよ								
診断	うとする設備等の名称・概要・								
	能力・数量等を記載のこと								
・見える化事業※		○当詩	○当該事業所におけるエネルギー使用状況は、下記4のとおり						
1 事	エネルギーの使用に関す								
莱 ※	る現状における課題								
	事業実施による企業経営								
	及び生産活動への効果								
		着毛	(発注)	 時期:	平成	<u></u> 年	 月	B	 (予定)
	事業実施期間 (予定)			時期:	平成	· 年	月		(予定)
	事業内容					<u> </u>			<u></u>
設									
備整	※整備しようとする設備機器等の								
備事	名称、概要、能力、数量等を記								
設備整備事業※	載のこと								
	事業実施による企業経営								
	及び生産活動への効果 ※エネルギーの削減効果(予測)								
	についても具体的に記載のこと								
	についての条件は光に比較ってこ								

※記入欄が足りない場合は、適宜、行を追加してください。また、補足説明資料がある場合は、別途添付してください。

4 当該事業所(工場)におけるエネルギーの使用状況(平成27年度)※1

		電 気**2					
燃料	1	2	3	都市ガス	LPガス	灯油	重油
種別	(44)	(r)	(1)	(2)	<i>(</i> -)	(2)	(0)
	(kWh)	(kWh)	(kWh)	(m³)	(kg)	(0)	(0)
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10 月							
11 月							
12 月							
1月							
2月							
3月							
金額**3	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

注)

※1: 当該事業所(工場)における年間(平成27年4月~平成28年3月)のエネルギー使用量を記入してください。

なお、月1万円以下の燃料については記入する必要はありません。

- ※2… 電気は、契約種別ごとに記入してください。4契約以上の場合は別葉としてください。
- ※3… 「金額」欄には、燃料種別ごとの経費を万円単位(千円未満切り捨て)で記入してください。

様式第3号(第4条関係)

事業収支予算書

1 収入内訳

区分	収 入 金 額	備考(資金調達先等)
		(Cの150万円以内の額)+(E×1/3以内の額
本補助金申請額	円	(上限350万円))。何れも千円未満切り捨て。
		ただし、500万円が上限
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
その他*1	円	
合 計※3	A 円	

2 支出内訳

	区 分	支 出 金 額 (税込み)	補助対象経費 ^{※2} (税抜き)	備考
計測・診断費		円	円	
診 断 •	設 計 費	円	円	
見える	設備費	円	円	
・見える化事業	工事費	円	円	
<i>></i> /C	小計	в 円	С	
	設計費	円	円	
設	設 備 費			
設備整備事業	工事費	円	円	
事 業	計測・診断費	円	円	
	小 計	D 円	Е 円	
	合 計※3	F (B+D) 円	G (C+E)	

注) ※1… 他の公的補助金との併給はできません。

※2… 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

※3· 収入合計Aと支出合計Fは同額であり、一致します。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代表者 役職名 氏 名

1

京フェムス推進事業補助金事前着手届

平成 年 月 日付けで申請の京フェムス推進事業について、交付決定前に着手しますので、 届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助金額が交付申請 額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 事業着手の理由
- 2 着手(予定)年月日平成 年 月 日
- 注) 「事業の着手」とは、発注や契約等の行為をいいます。

したがって、平成28年3月31日以前に発注や請求の行為があったものは、補助対象となりませんので、ご注意ください。

また、「設備整備事業」については、診断・見える化事業の実施後に着手することになるので、 設備整備事業のみを事前着手することはできません。(平成27年度に「診断・見える化事業」の 交付決定を受けて、同事業のみを実施した補助事業者を除く)

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代表者 役職名 氏 名

1

京フェムス推進事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記事業について、別紙のとおり事業内容を変更したいので、京フェムス推進事業補助金交付要領に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更の時期
- 注) 変更の内容については、事業計画書(様式第2号)及び事業収支予算書(様式第3号)に変更 後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は2段書きとし、上段に () 書きで変更前の数値等を記載してください。 また、交付申請書の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

 所
 在
 地

 名
 称(法人名)

 代表者
 役職名

 氏
 名

1

京フェムス推進事業補助金中止(廃止)届

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、京フェムス推進事業補助金交付要領に基づき提出します。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) の時期

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長様

所在地名称 (法 人 名)代表者役職名氏名

1

京フェムス推進事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、京フェムス推進事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

- 1 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円

(補助対象経費) (円)

- 4 添 付 資 料
- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2)精算報告書(様式第9号)
- (3) その他添付資料
 - ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書、請書等)、納品書、請求書
 - イ 経費の支払が確認できる資料(振込依頼書、領収書)
 - ウ 診断・見える化事業にあっては、診断機関による診断内容が確認できる書類(診断結果報告書)
 - エ 事業の実施状況を確認できる写真
 - オ その他、必要と認める資料

様式第8号(第10条関係)

事業報告書

中米	₩.₩.±.	補助事業者名:
事来:	推進者	診断機関名:
車器	実施場所	事業所名:
事未:	关.吧.物门	所 在 地:京都府
実施	事業の区分	□ エネルギー診断・「見える化」等設備導入事業(診断・見える化事業)
※該当す	「るものにチェック (「レ」または「■」)	□ エネルギー等効率向上設備整備事業(設備整備事業)
	事業実施期間	着手(発注)時期: 平成 年 月 日
	李 未夫旭朔间	完了(支払)時期: 平成 年 月 日
		①診断機関による診断結果の概要(別葉として、診断結果報告書を添付のこと。)
⇒ ∧		②導入した「見える化」等設備の概要(名称・概要・能力、数量、導入時期等)
診断	事業実施内容	
•		
える		③構築したエネルギーマネジメントシステムの概要(資料がある場合は添付のこと)
崔		
・見える化事業※		
	 事業実施による企業経営	
	及び生産活動への効果	
	エネルギーの使用に関す	
	る今後の課題	
	事業実施期間	着手(発注)時期: 平成 年 月 日
		完了(支払)時期: 平成 年 月 日
		①改善したエネルギーマネジメントシステムの概要(資料がある場合は添付のこと)
設		
整整	事業実施内容	○ 乳供機児の軟供概亜 (夕升 ・軟件概亜 化力 粉具 ・軟件味用な)
設備整備事業※		②設備機器の整備概要(名称、整備概要、能力、数量、整備時期等)
業 ※		
	事業実施による企業経営	
	及び生産活動への効果並	
	びに今後の課題	

※記入欄が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

様式第9号(第10条関係)

事業収支精算書

1 収入内訳

区分	収 入 金 額	備考(資金調達先等)
本 補 助 金	円	
自己資金	円	
借 入 金	円	
そ の 他*1	円	
合 計*3	A 円	

2 支出内訳

	区分	支 出 金 額 (税込み)	補助対象経費 ^{※2} (税抜き)	備考
⇒ ∧	計測・診断費	円	円	
診断	設 計 費	円	円	
見える	設備費	円	円	
・見える化事業	工事費	円	円	
未	小計	В	С	
	設計費	円	円	
設備	設備費	円	円	
設備整備事業	工事費	円	円	
業	計測・診断費	円	円	
小計		D 円	Е 円	
	合 計**3	F (B+D)	G (C+E) 円	

注) ※1… 他の公的補助金との併給はできません。

※2… 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

※3· 収入合計Aと支出合計Fは同額であり、一致します。

金額	百十万千百十	円
	ただし、京フェムス推進事業補助金として	
上記の会	金額を請求します	
平成	年 月 日	
一般社	団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様	
	請求者	
	所 在 地	
	名 称(法人名)	
	代表者(職・氏名)	
本書の金額は、	下記口座に振込願います	
開設場所 び預金種別	銀 行	뭉
	(フリガナ)	
应 名 盖		

様式第11号(第15条関係)

取得財産管理台帳

財産名								
区分								
規格・個数								
耐用等数				年				年
導 入 価 格				円				円
償却期間(年数)				年				年
取得年月日	平成	年	月	日	平成	年	月	Ħ
設置(保管)場所								
備考								

(記入上の注意)

- 1 京フェムス推進事業補助金交付要領第15条の規定により処分を制限された取得財産とともに、減価償却する財産等についても記載してください。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 3 「取得年月日」欄は、検収した年月日を記載してください。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地 名 称 (法 人 名) 代 表 者 役 職 名 氏 名

京フェムス推進事業補助金取得財産処分承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定及び平成 年 月 日付けで額の確定通知のあった上記事業により取得した財産について、やむを得ず処分する必要が生じましたので、京フェムス推進事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

- 1 処分対象となる取得財産
- 2 処分の方法 (廃棄等)
- 3 処分の理由